

浸出水処理施設運転管理等業務委託仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

この仕様書は、公益財団法人山梨県環境整備事業団（以下「甲」という。）が委託発注する、山梨県環境整備センター浸出水処理施設（以下「施設」という。）の施設運転管理等業務（以下「業務」という。）に適用する。

第2条 業務場所

山梨県北杜市明野町浅尾字浅尾原 5259 番地 644

山梨県環境整備センター（廃棄物最終処分場）内 浸出水処理施設 （別紙図面）

第3条 施設概要

1 施設概要

処理能力 日平均処理量 80m³/日 調整槽容量 約 8,000m³

処理方式

浸出水 流入調整設備＋前凝集沈殿設備＋生物処理設備(2 系列)＋後凝集沈殿設備＋高度処理設備(ろ過＋微量有害物質分解＋活性炭吸着＋キレート吸着＋ほう素吸着除去)＋消毒放流

施設竣工年月 平成 21 年 3 月

併設施設 施設は山梨県環境整備センター管理棟内に管理エリアと併設、管理エリアには甲職員が常駐（センターの営業時間内）し、本業務の管理業務等を行うものとする。

その他 別紙－1 のとおり

2 受入廃棄物

廃プラスチック類、汚泥（し尿処理汚泥を除く）、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動植物性残さ、燃えがら（熔融固化物に限る）、一般廃棄物焼却灰等（熔融固化物に限る）

第4条 業務期間

業務を行う期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

ただし、甲が施設を廃止したときには、期間の満了にかかわらず、甲は契約を解除できるものとする。

第5条 業務内容

業務受託者（以下「乙」という。）が行う主な業務は次のとおりであり、施設に係る各設備の運転管理、保守点検整備ならびに塔類充填材交換業務等を行うものとする。

また乙は、本仕様書に定める事項の他、「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－2020年版（（社）日本下水道協会）」に掲載された機械・電気設備保守点検基準等に準拠した作業を行うものとする。

1 運転操作監視業務

- ・ 浸出水処理設備の運転操作及び監視（運転管理要領は別紙－2に示す）
- ・ 施設の適正な運転状態を管理するための日常の水質監視（水温、外観、透視度、臭気、pH等、施設内の測定機器及び第31条第1項（4）で貸与とされている計測機器類を用いて監視できる項目）

※上記水質監視に異常が見られた場合、直ちに採水し、保存を行うこと

2 保守点検業務

- ・ 浸出水処理設備の保守点検（日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検（ボイラー、クレーン、地下タンク貯蔵所等）、なお、保守点検要領は別紙－3,4に示す）
- ・ 浸出水処理設備の軽微な故障修理（特殊な機器、部品、高度な専門技術を必要としない作業及び処置が可能な修理（別紙－5に示す予備品の交換作業等を含む。））
- ・ 点検用設備の維持補修

3 事務及びその他業務

- ・ 施設の管理状況や点検結果の報告、記録の整理等に係る事務作業
- ・ 漏水検知システム（電氣的漏水検知システム）による埋立地遮水工の漏水点検監視（施設内監視室の操作用PCによる点検監視（原則として1業務日につき2回程度のシステム作動による点検監視作業を行うものとする。））
- ・ 施設内（乙が日常使用するエリア）の整理整頓等の作業
- ・ その他施設の運転管理に関連して甲が指示する業務

4 キレート吸着塔充填材交換業務

- ・ 施設内にあるキレート吸着塔2基（一般金属用・水銀用）の内部充填材の交換作業
- ・ 上記作業の実施時期を判断するための充填材性能試験

5 活性炭吸着塔充填材交換業務

- ・ 施設内にある活性炭吸着塔2基（高度処理用）の内部充填材の交換作業
- ・ 上記作業の実施時期を判断するための充填材性能試験

6 ろ過器充填材交換業務

- ・ 施設内にあるろ過器1基（高度処理用）の内部充填材の交換作業
- ・ 上記作業の実施時期を判断するための充填材性能確認

7 ほう素除去塔交換業務

- ・ 施設内にあるほう素除去塔の交換作業

- 8 原水ピット等土砂引抜業務
 - ・原水ピット底面部等に堆積した土砂の引き抜き作業等
- 9 汚泥溶出及び含水率試験
 - ・調整槽等から排出される脱水汚泥の溶出及び含水率試験作業
- 10 浸出水等維持管理水質試験
 - ・調整槽内の浸出水等の採水及び水質検査
- 11 敷地内草刈等業務
 - ・甲が貸与する機器（主に乗用草刈機、エンジン式草刈機、エンジン式ブロアー）を用いた敷地内の草刈作業や落ち葉除去作業等
- 12 業務除外項目
 - ・管理棟管理エリア（浸出水処理に係る設備以外のエリア）の建築付帯設備に係る業務
 - ・脱水機から排出される脱水ケーキの廃棄作業（排出運搬車両への積込作業の補助は業務に含む）
 - ・最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の規定及び別途定める公害防止協定の規程により実施する水質検査業務

第6条 業務の履行

乙は、施設の機能を十分発揮するよう効率的、経済的かつ安全に運転するとともに、放流水質について適正な管理を行うよう業務を履行しなければならない。

また、受入廃棄物の性状の変動や処理水質の悪化等に対して、甲が必要と認めた場合には、乙は人員の配置等を強化して業務の的確な履行を行わなければならない。

第7条 業務総括責任者等の選任・従業員の届出

乙は業務の実施に先立ち、業務総括責任者、業務副総括責任者及び業務主任者（以下「業務総括責任者等」という。）を選任し、次に示すものを書面により甲に届け出なければならない。

なお、業務副総括責任者と業務主任者はこれを兼ねることができるものとする。

- ・経歴、資格等必要な事項を記載した業務総括責任者等選任届（第8条第1項、同条第2項に規定する実務経験及び資格取得を証明するものの写しを添付）
- ・業務に従事する従業員（業務総括責任者等及びその他の従業員）の名簿（第8条第2項に規定する資格取得を証明するものの写しを添付）
- ・業務組織表（業務の実施体制、分担等を記載したもの）

これら届出事項に変更が生じた場合、乙は速やかに変更届を提出すること。

なお、選任された業務総括責任者の変更は、やむを得ない理由により甲の承諾があった場合に限りこれを認めるものとする。

また、選任された業務総括責任者等及びその他の従業員が業務の適正な履行に対して

著しく不適當であると認められた場合は、甲は乙に対してその変更を求めることができるものとする。

第8条 業務総括責任者等の条件及び有資格者の配置

1 業務総括責任者等の条件は次表のとおりとする。

	条 件
業務総括責任者	業務全体の責任者で、浸出水処理施設等の運転管理について7年以上の実務経験を有し、業務総括の職務に当たり十分な管理能力を有する者
業務副総括責任者	業務総括責任者を代理又は補佐することができ、浸出水処理施設等の運転管理について5年以上の実務経験を有し、各業務の責任者としての的確な判断能力を有する者
業務主任者	各業務の責任者で、浸出水処理施設等の運転管理について3年以上の実務経験を有し、各業務の専門職として主体的業務を行う能力を有する者

※実務経験とは、国若しくは地方公共団体等が発注した下水道処理施設における運転管理等業務又は国若しくは地方公共団体等が発注した廃棄物最終処分場浸出水処理施設における運転管理等業務等に従事した経験があることをいう。

2 乙は、業務に従事する従業員において、次のとおり有資格者を配置するものとする。

なお、各有資格者は相互にこれを兼ねることができるものとし、さらに該当作業実施時に現場配置することにより本業務以外の業務との重複配置も可能とする。

・必須配置

- (1) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
- (2) 酸素欠乏危険作業技能講習の修了者（第2種酸素欠乏危険作業を含む）
- (3) 第1種電気工事士

・実施作業（甲の指示によるもの及び乙が任意に行うもの）により必要に応じて配置

- (1) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者（5t未満のクレーンの運転業務）
- (2) 玉掛け技能講習修了者
- (3) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業技能講習修了者

この他、乙は業務の遂行に当たり必要となる関係法令に基づく有資格者を配置しなければならない。

第9条 業務総括責任者の職務

業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

1 契約書、仕様書その他関係書類により業務の内容及び目的を熟知し、従業員を指揮監督して業務を適正かつ円滑に履行するよう努めること。

- 2 施設への常駐は必ずとも必要としないが、現場の最高責任者として、従業員の指揮監督を行うこと。
- 3 従業員の教育を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 4 業務執行状況を常時的確に把握し、緊急時には直ちに連絡及び対処できる体制にしておくこと。
- 5 日常の業務執行状況を、随時甲に報告するとともに、必要に応じて協議を行うこと。

第 10 条 緊急事態の体制

- 1 乙は、大雨、台風、火災、地震、事故等の緊急事態発生に備えて、連絡体制及び出動体制を定め、あらかじめ甲に提出しておかなければならない。
- 2 乙は、緊急事態の発生時には、所要の人員を現場に配備しなければならない。
- 3 乙は、各設備の構造、動作特性、性能、機能並びに機器類の重要度及び目的などを熟知し、故障、事故等発生時においても的確に対応しなければならない。
- 4 施設には、設備異常を感知し N T T 回線を介してあらかじめ登録された電話番号に対して通報する非常通報装置が備わっている。乙は、これを有効活用し、施設異常時の対応を迅速に行うこと。
- 5 休日及び夜間の施設（建物）については、別途発注の建物機械警備委託業務により外部からの侵入者に対する機械警備が実施されている。乙は、第 1 項の体制を定めるに当たり、警備委託業務受託者との連絡体制についても考慮すること。

第 11 条 安全管理

- 1 乙は、業務の履行にあたっては労働安全衛生法その他関係法令を熟知、遵守した上で、常に細心の注意を払い適切な安全対策を実施することにより、公衆及び従業員の安全を確保しなければならない。万一事故等が発生した場合には応急処置をとるとともに、速やかに甲に対して報告しなければならない。
- 2 乙は、甲が実施する防災等に関わる教育や訓練等について参加するものとする。

第 12 条 基準適合の義務

乙は、関係諸法令及び本仕様書に定める基準に適合するよう運転管理しなければならない。万一これによりがたい事態が発生した場合は、速やかに甲に連絡通報するとともに、その指示を受け適切な処置を行わなければならない。

第 13 条 施設等の損傷

- 1 乙は、施設等の一部又は全部が損傷した場合は、その原因と施設に与える影響について速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により施設等に損傷を与えた場合、原状復旧する責

任を負わなければならない。

- 3 乙は、施設等の損傷が施設の機能に重大な影響を及ぼすと予想される場合、責任の所在にかかわらず緊急措置を講じなければならない。

第14条 創意工夫

乙は、常に創意工夫を心がけ、施設運転等の効率化を図らなければならない。

なお、このために施設の改造等を必要とする場合には、甲と協議するものとする。

第15条 作業時間

- 1 第5条に示す業務は、第4条に示す業務期間を通して、原則として土日・祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く平日（センターの営業日）の午前8時30分から午後5時15分までの間行うものとする。ただし、この時間内において労働基準法規定の所要の休憩時間等を適宜確保すること。
- 2 乙は、前項に示す作業時間中は常時、運転操作監視業務及び保守点検業務を適切に遂行できる能力を有した従業員（業務総括責任者等又はその他の従業員）を1名以上施設内に配置するものとする。
- 3 緊急時等業務遂行上の必要性が生じ、甲がこれを認めた場合には、第1項の規定にかかわらず乙は作業を行うものとする。

なお、作業が必要となった要因が乙の責に帰すことができないものであると認められる場合は、甲乙協議の上必要に応じて業務委託料を変更するものとする。

第2章 業務要領

第16条 業務計画書

乙は、業務を実施するに当たり次の事項を記載した業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、変更が生じる場合は速やかに提出しなければならない。

- (1) 業務分担、業務方法、業務内容に関すること。
- (2) 運転計画に関すること。
- (3) 安全対策に関すること。
- (4) 緊急連絡体制及び緊急時対応に関すること。
- (5) 支給品及び貸与品などの管理に関すること。
- (6) その他必要な事項

第17条 各種機器の運転

- 1 乙は、前条の業務計画書に基づき、各種機器の機能等を十分理解した上で、運転操作を適正に行わなければならない。
- 2 乙は、運転操作に問題が生じた場合、その都度速やかに甲に報告し協議しなければならない。

ならない。

- 3 乙は、業務遂行上必要な措置を講じるために運転操作方法を変更する場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。

第18条 点検整備

乙は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の長期にわたる機能維持のため、次の事項について日常及び定期的に点検整備を行わなければならない。また、乙はあらかじめ各種機器の取扱説明書等を参考にした点検計画を作成し、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- (1) 日常点検は機器保全を主目的とし、外観及び五感による観察も重視し異常を発見した場合にはその都度甲に報告、その指示に従い措置しなければならない。また、その後の経過についても甲に報告しなければならない。
- (2) 定期点検は機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況等を把握する事を目的とし、測定、調整、消耗品交換及び分解清掃等を行うものとする。また乙は、その結果を記録し修理、修繕等の保全計画を作成して甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、各種機器が正常に作動するよう調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃及び小塗装等の機器整備に努めなければならない。また、必要に応じて保護装置の動作確認等を行うものとする。

第19条 小修理

乙は、点検整備により発見した不良箇所、故障箇所又は事故等により発生した破損箇所及び作業上・安全上の不具合箇所のうち、現場にて修理可能なもの（配管（支持部材を含む）の加工・取付等）については修理内容について甲と協議し、承諾を得た上で処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は速やかに応急処置を行うとともに甲に報告し指示を受けなければならない。

第20条 キレート吸着塔充填材交換

- 1 乙は、甲の指示等により次に示す方法によりキレート吸着塔充填材の性能試験を実施し、交換の必要性及び交換時期について甲が検討する際の判断資料として提出する。

塔の種類	性能試験の方法	試験実施時期・回数
一般金属用	カドミウム吸着率試験	契約期間中の1回
水銀用	水銀吸着率試験	〃

※浸出水処理施設の状況等を的確に監督員に報告し、その指示に従うものとする。

なお、回数については、状況により増減となる場合がある（別途協議により指示）。

※1 試験1回あたりの検体数は各塔3個程度とする。

- 2 性能試験の結果などから甲が充填材の交換又は撤去を必要と認めた場合は、交換等作業を実施する。

作業にあたっては、事前に作業計画書を提出し甲の承認を得るものとする。

乙は、ダンパー車など必要な車両及び資機材を乙の責により準備し、交換等作業に滞りが生じないように努めなければならない。

充填材として使用する材料は、次の基準を満足する又は同等以上の性能を有するものとする。

なお、甲が充填材の交換又は再充填を必要と判断しない場合は、交換業務又は交換業務の一部を本業務から削除するものとし、この場合は変更契約の対象として扱うものとする。

一般金属用 キレート材	見かけ密度 粒径 総吸着量 体積変化 適用 pH キレート形成基	750～820 g/L-R (参考値) 約 0.3～1.6mm 0.6 mol-Cd/L-R 以上 ほとんどないこと 1～10 イミノプロピオン酸基
水銀用 キレート材	見かけ密度 粒形 総吸着量 体積変化 適用 pH キレート形成基	740～820 g/L-R (参考値) 約 0.5～2.4mm 150g-Hg/L-R 以上 ほとんどないこと 1～8 ジチオカルバミン酸基

3 乙は、交換等作業に当たり充填材を取りだした時点で、塔内部のライニング等の状況について目視及び写真等にて確認し、補修作業の必要性について甲に対して報告した上で作業をすすめること。

4 交換時に発生した使用済みの充填材は甲の責務により委託処理することとする。

なお、処分に伴い必要となる溶出試験等にかかる試験費は、乙の負担によるものとする。

第 21 条 活性炭吸着塔充填材交換

1 乙は、甲の指示等により次に示す方法により活性炭吸着塔充填材の性能試験を実施し、交換の必要性及び交換時期について甲が検討する際の判断資料として提出する。

塔の種類	性能試験の方法	試験実施時期・回数
No.1 活性炭吸着塔	メチレンブルー脱色力試験	契約期間中の 1 回
	よう素吸着力試験	〃
No.2 活性炭吸着塔	揮発分試験	〃

※浸出水処理施設の状況等を的確に監督員に報告し、その指示に従うものとする。

なお、回数については、状況により増減となる場合がある（別途協議により指示）。

- ※1 試験 1 回あたりの検体数は各塔 3 個程度とする。
- 2 性能試験の結果又は一定期間（半年程度）ごとに甲が充填材の交換を必要と認めた場合は、交換作業を実施する。

作業にあたっては、事前に作業計画書を提出し甲の承認を得るものとする。

乙は、ダンパー車など必要な車両及び資機材を乙の責により準備し、交換作業に滞りが生じないように努めなければならない。

充填材として使用する材料は、次の基準を満足する又は同等以上の性能を有するものとする。

なお、甲が充填材の交換を必要と判断しない場合は、交換業務を本業務から削除するものとし、この場合は変更契約の対象として扱うものとする。

高度処理用 活性炭	粒度	8～32 メッシュ
	充填密度	0.45～0.55g/ml
	硬度	90%以上
	強熱残分	10%以下
	pH	5.8～8.6
	乾燥減量	8%以下
	メチレンブルー脱色力	170ml/g 以上
	よう素吸着力	950 mg/g 以上

- 3 乙は、交換作業に当たり充填材を取りだした時点で、塔内部のライニング等の状況について目視及び写真等にて確認し、補修作業の必要性について甲に対して報告した上で作業をすすめること。
- 4 交換時に発生した使用済みの充填材は甲の責務により委託処理することとする。
- なお、処分に伴い必要となる溶出試験等にかかる試験費は、乙の負担によるものとする。

第 22 条 ろ過器充填材交換

- 1 乙は、次に示す方法によりろ過器充填材の性能確認を実施し、交換の必要性及び交換時期について甲が検討する際の判断資料として提出する。

性能確認の方法	確認実施時期・回数
ろ過器流入口と流出口の圧力差の変動を確認する	年度途中で複数回

※浸出水処理施設の状況等を的確に監督員に報告し、その指示に従うものとする。

なお、回数については、状況により増減となる場合がある（別途協議により指示）。

- 2 性能確認の結果、甲が充填材の交換を必要と認めた場合は、交換作業を実施する。
- 作業にあたっては、事前に作業計画書を提出し甲の承認を得るものとする。

乙は、ダンパー車など必要な車両及び資機材を乙の責により準備し、交換作業に滞りが生じないように努めなければならない。

充填材として使用する材料は、次の基準を満足する又は同等以上の性能を有するものとする。

なお、甲が充填材の交換を必要と判断しない場合は、交換業務を本業務から削除するものとし、この場合は変更契約の対象として扱うものとする。

アンスラサイト	有効径(10%粒径) 均等係数 最大径 最小径 密度 摩減率 塩酸可溶率	0.7～1.5mm 1.5 以下 2.8 mm 以下 0.5 mm 以上 1.40～1.60g/cm ³ 3.0%以下 6.0%以下
ろ過砂	有効径(10%粒径) 均等係数 最大径 最小径 洗浄濁度 密度 強熱減量 摩減率 塩酸可溶率	0.45～0.70mm 1.7 以下 2.0mm 以下 0.3mm 以上 30 度以下 2.57～2.67 g/cm ³ 0.75%以下 3.0%以下 3.5%以下

3 乙は、交換作業に当たり充填材を取りだした時点で、塔内部のライニング等の状況について目視及び写真等にて確認し、補修作業の必要性について甲に対して報告した上で作業をすすめること。

4 交換時に発生した使用済みの充填材は甲の責務により委託処理することとする。

なお、処分に伴い必要となる溶出試験等にかかる試験費は、乙の負担によるものとする。

第23条 ほう素除去塔交換

1 乙はほう素除去塔出口の水を週1回程度パックテストで確認し、その結果を甲に提出する。

なお、パックテストの購入に要する費用は、乙の負担によるものとする。

2 甲が充填材の交換を必要と認めた場合は、乙は交換作業を実施し、未使用のほう素除去塔のプラント内への搬入及び設置を行い、使用済みほう素除去装置をプラント外へ搬出することとする。

第24条 原水ピット堆積土砂引抜作業

- 1 乙は原水ピットの底面に土砂が堆積し、土砂の引き抜きが必要となった場合は、甲に報告するものとする。
- 2 乙は、甲が土砂の引き抜きを必要と認めた場合は、土砂の引き抜きを実施することとする。
- 3 引き抜いた土砂は甲の責務により委託処理することとする。
なお、甲が土砂の引き抜きの実施を必要と判断しない場合は、原水ピット堆積土砂引抜作業を本業務から削除するものとし、この場合は変更契約の対象として扱うものとする。

第25条 脱水汚泥等溶出試験及び含水率試験

- 1 調整槽等から汚泥が排出され、甲が脱水汚泥等の溶出及び含水率試験の実施を必要と認めた場合は、乙は脱水汚泥の溶出及び含水率試験を実施する。
- 2 実施回数は、各年度1検体×1回/年とし、必要に応じて回数が増減がある（別途協議書により指示）。
なお、甲が溶出及び含水率試験の実施を必要と判断しない場合は、試験業務を本業務から削除するものとし、この場合は変更契約の対象として扱うものとする。

第26条 浸出水等維持管理水質試験

- 1 乙は調整槽等から浸出水又は処理水を採水し、BOD、溶解性マンガ含有量並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の3項目について、水質試験を実施する。
- 2 実施回数は、6検体×12回/年とし、必要に応じて項目及び回数が増減がある（別途協議書により指示）。
なお、甲が水質試験の実施を必要と判断しない場合は、試験業務を本業務から削除するものとし、この場合は変更契約の対象として扱うものとする。

第27条 敷地内草刈等業務

- 1 乙は敷地内緑地（主に埋立地内、防災ダムの周囲、管理棟及び駐車場の周囲、進入道路・管理用通路の周囲、観測井1号・2号・3号の周囲）の草刈を実施する（主に4月～10月、3月に作業）。
- 2 乙は敷地内（主に管理棟屋上、進入道路、管理用通路、付替水路、埋立地内側溝）の落ち葉等を除去する（主に11月～2月に作業）。
- 3 1及び2の実実施回数は、どちらかを月5人工程度の作業とし、必要に応じて作業範囲及び回数が増減がある（別途協議書により指示）。
なお、甲が敷地内草刈等業務の実施を必要と判断しない場合は、草刈等業務を本業

務から削除するものとし、この場合は変更契約の対象として扱うものとする。

第 28 条 業務報告

- 1 乙は、業務実績（運転管理、保守点検整備、小修理、故障事故対応等及び甲が要求した業務）を日報にとりまとめ、正確に遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、毎月の業務実施状況についてとりまとめた月間報告書を翌月に甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、業務報告においては日ごとの配置従業員数、従事業務内容等を取りまとめ報告しなければならない。
また、月ごとの使用電力量、使用水量、薬品類の補充量、消耗品使用量等についてとりまとめ報告しなければならない。
- 4 乙は、点検等の際に異常を発見した場合はその都度速やかに甲に報告し、その経過を記録した報告書を提出しなければならない。
なお、必要に応じて写真を添付すること。

第 29 条 写真記録

乙は、施設の損傷等の異常が発生した場合は、その状況を写真に撮影し業務報告時に提出しなければならない。

第 30 条 火災の防止

乙は、施設の火災を未然に防止するため、作業箇所ごとに火元責任者を選任し火気の適切な取り扱い及び後始末を徹底させるとともに、消火訓練を定期的に行わなければならない。

第 31 条 盗難等の防止

乙は、施設における設備機器、工具备品類等の盗難及び施設への不法侵入の防止のために、十分な監視、保安を行わなければならない。

第 3 章 そ の 他

第 32 条 貸与物件等

- 1 業務履行に関わる貸与物件等は次のとおりとし、契約期間中は無償で貸与する。
 - (1) 業務の履行に必要な事務室（監視室を兼用）、トイレ等の施設
 - (2) 業務の履行に必要な施設の完成図書
 - (3) 業務の履行に必要な電話機（甲使用の電話回線と共用であるため、平常時の外線通話は乙所有の携帯電話機等を使用するものとし、外線通話使用は緊急

時等必要最低限の範囲とすること)

(4) 工具類、計測機器類 (別紙-6 のとおり)

(5) その他甲が認めたもの

2 貸与物件等の使用期間中、これらの物件に乙の責任で破損又は汚損等が生じた場合には、乙の責任により直ちに原状復旧しなければならない。

3 貸与物件等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

なお、使用に当たり費用が過大であると判断された場合は、甲は乙に対してその使用を制限する場合がある。

第 33 条 消耗品等

1 業務履行に必要な消耗品等のうち、甲が支給するものは次のとおりとする。

(1) 光熱水 (電気・上水道)

(2) 施設運転用薬品類 (別紙-7 のとおり)

(3) 施設内各設備機器類の予備品 (別紙-5 のとおり)

(4) その他甲が必要と認めたもの

2 乙は、前項の支給品の使用状況を常に整理し、甲の確認を受けなければならない。

3 業務履行に必要な消耗品等のうち、原則として乙が負担するものは次のとおりとする。

(1) 点検整備及び修理に用いる工具類及び測定器具類 (第 32 条第 1 項 (4) 及び第 33 条第 1 項 (3) に示す物品を除く)

(2) 整備用品 (掃除用具、ウエス、洗浄油類等)

(3) メンテナンス用材料 (ボルト、ナット、パッキン、Oリング等のシール材、ヒューズ、ランプなどの一般汎用消耗品類)

(4) ほう素濃度確認用バックテスト

(5) 衛生用品 (石鹼、消毒液、救急用薬品等)

(6) 安全管理器具類 (ヘルメット、防塵・防護マスク、防護メガネ、保護具、安全ロープ、安全標識、携行ライト等) (第 32 条第 1 項 (4) に示す物品を除く)

(7) 潤滑油脂類及び塗料類 (補充及び交換用オイル、グリース、部分補修用塗料等) (甲が所有する設備類に使用するものを除く)

(8) 燃料類 (甲が所有する設備類に使用するものを除く)

(9) 情報処理装置 (携帯電話、パソコン、プリンター複合機等)

(10) 事務用什器類 (監視室備え付けの机等以外に乙が必要とするもの)

(11) 連絡用自動車

(12) 被服・履物類

(13) 清掃用具類 (施設内清掃用)

(14) 報告記録用紙

(15) その他日用品、事務用品類等

第34条 従業員の服装

乙は従業員に、作業に安全でかつ清潔な統一した服装を着用させること。

第35条 整理・整頓

乙は、業務場所を常に清潔にするとともに、物品等を整理整頓し、清潔な状態の保持に努めなければならない。

第36条 見学者対応

本施設は、山梨県で初の公共関与による廃棄物最終処分場であり、モデルケースとして、また環境教育の一環として多くの見学者を受け入れる方針をとっている。

特に監視室については見学者用展示スペースに対して公開された形となっているため、従業員の対応、施設の整理整頓には一層の配慮を行うこと。

また、施設への来場者に対しては、挨拶の励行に努めるなど施設のイメージアップを心がけること。

なお、乙は甲が行う見学者対応の補助を必要に応じて行うものとする。

第37条 業務の引継

1 乙は、業務の遂行に支障をきたすことのないよう、令和6年度運転管理業務受託者から必要に応じて技術指導を受けなければならない。技術指導の実施時期は甲、乙及び令和元年度運転管理業務受託者の協議により決定するものとする。

2 乙は、施設の継続的な運転管理に支障をきたすことのないよう、本業務期間終了後の業務受託者に対して必要に応じて技術指導を行わなければならない。

3 前2項の業務に要する費用は、技術指導を受ける者の負担とする。

第38条 疑義等

1 本仕様書及び設計図書の内容等に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

2 本仕様書に明記されていない事項については、その都度甲乙両者にて協議を行い定めるものとする。また乙は、指示されていない事項であっても運転管理上当然必要とされる業務は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

3 運転等に関わる資料の提出を甲が求めた場合には、乙は、これに速やかに応じなければならない。